

第7 第二次入学者選抜

[選抜の資料等]

選抜の資料	調査書	△	少なくとも いずれか1つ選択
	学力検査	△ (一次入試学力検査点使用)	
	小論文	○	
	適性検査	△	
	面接	△	
出願期間		3月18日(月)～3月19日(火)	
検査日程	小論文	3月20日(水)	
	適性検査		
	面接		
合格者発表		3月22日(金)	

- (注) ○ 実施する。 △ 必要に応じて資料とする又は実施する。
 ・ 学力検査における一次入試学力検査点使用教科は、学校ごとに定める。(別表3)

1 実施校及び募集人員

実施校及び募集人員については、平成31年3月15日(金)に県教育委員会において発表するものとする。

2 出 願

- (1) 一次入試に出願した者に限る。ただし、定時制(爽風館高等学校Ⅰ部、Ⅱ部は除く)及び一次入試を実施しない高等学校(平成31年度入試においては芸術緑丘高等学校)は、この限りではない。
- (2) 推薦入試又は一次入試に合格した者は、二次入試に出願することはできない。
- (3) 出願は1校(併設定時制及び分校は1校とみなす)・1部・1学科に限るものとする。ただし、通信制課程との併願は認める。
- (4) くくり募集をする学科は、一つの学科とみなして志願すること。
- (5) 二つ以上の学科で二次入試を実施する高等学校においては、選抜の資料を満たす範囲で第2志望を認める。ただし、爽風館高等学校においては、学科間及びⅠ部、Ⅱ部、Ⅲ部の間で第3志望まで認める。

3 願書等提出期間

平成31年3月18日(月) ～ 平成31年3月19日(火)

- ・ 受付は午前9時から午後4時までとする。
- ・ 郵送の場合は「書留」とし、提出期間内に必着のこと。

4 出 願 手 続

(1) 志願者の行う手続

志願者は次の表に示す関係書類を在籍又は出身中学校長を経て、提出期間内に志願先の高等学校長に提出しなければならない。

第二次入学者選抜入学願書 (様式8号)	志願者全員
入 学 考 査 料	志願者全員
大分県立高等学校入学志願許可書 (様式11号の4)	県外から本県の全日制課程及び爽風館高等学校 (Ⅲ部のみを志願する者を除く)を志願する者
志 願 承 諾 書	高等専門学校、高等学校に在籍のまま志願する者

(2) 中学校長の行う手続

- ① 中学校長は、(1)の志願者の提出書類を提出期間(3月18日～3月19日)内に公文書(様式16号)をもって、志願先の高等学校長に提出するものとする。
- ② 中学校長は、必要に応じて次の表に示す書類を作成し、提出期間内に公文書(様式13号及び様式16号)をもって、それぞれの提出先に提出するものとする。

提 出 先	提 出 書 類	提 出 期 間	備 考
高 等 学 校 長	調 査 書 (様式9号) 教科学習成績一覧表 (様式10号)	3月18日(月) 午前9時 ～	教科学習成績一覧表は、 過年度卒業生及び県外 中学校(隣接中学校を 除く)からの志願者に ついては提出不要であ る。
高 校 教 育 課 長	教科学習成績一覧表 (様式10号)	3月19日(火) 午後4時	

- ・ 中学校長は、やむを得ない事情で調査書等を提出できないときは、県教育委員会の指示を受けるものとする。
- ・ 受付は午前9時から午後4時までとする。
- ・ 郵送の場合は「書留」とし、提出期間内に**必着**のこと。
- ・ 推薦入試(爽風館特別入試を含む)又は一次入試で出願した高等学校に出願する場合は、教科学習成績一覧表の提出は不要である。

また、教科学習成績一覧表の高校教育課長あての提出については、推薦入試又は一次入試で提出した学校は不要である。

(3) 高等学校長の行う手続

- ① 高等学校長は、提出された出願関係書類が適正であると認めたときは、**受験票と入学考査料領収書**を志願者に交付する。
- ② 高等学校長は、必要があるときは出願書類の内容について、中学校長に説明を求めることができる。

5 入学者の選抜

(1) 選抜の資料

小論文については、必須とする。

その他の選抜の資料は調査書、一次入試学力検査点、面接及び適性検査の中から学校ごとに定める。

(別表3)

ただし、少なくとも調査書又は一次入試学力検査点のいずれかは選抜の資料の中に入っているものとする。

(2) 検査日・日程等

① 検査日及び検査内容

平成31年3月20日(水)・・・・・・・・・・	小論文 (必須)	} (実施する学校のみ)
	面接	
	適性検査	

② 検査日程等

検査時間、集合時刻等の細部については、各高等学校長が定める。

(3) 検査場

検査場は、出願先高等学校(分校を含む)とする。

6 選抜の方法

各高等学校長は、選抜の資料に基づいて総合的に判断し、合格者を決定するものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成31年3月22日(金)に各高等学校(分校を含む)で行う。